



自転車運転者講習って知ってますか？



自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと

「自転車運転者講習」を受けなければなりません！



～「自転車運転者講習」受講義務の対象となる16の「危険行為」～

講習対象者

- * 14 歳以上の者
- * 信号無視等の危険な交通違反で3 年以内に 2 回以上交通取締りを受けた者
(交通事故も含まれる場合もある)

受講命令

- * 講習時間：3 時間
- * 講習手数料：6,000 円

受講

危険性の改善

未受講

受講命令に従わなければ
5 万円以下の罰金

R6.11.1 より、酒酔い運転に加え、酒気帯び運転も対象となり、携帯電話使用の罰則も強化、整備されました。これにより危険行為が⑩項目に増えました。



①信号無視	②通行禁止道路(場所)の進行	③通行が認められ(許可され)ている歩行者用道路での歩行者妨害	④歩道通行や車道の右側通行等 自転車は原則車道！ ただし通行許可されている歩道なら通行可
⑤路側帯での歩行者通行妨害	⑥遮断踏切りへの立ち入り	⑦信号のない交差点等での優先車両等の通行妨害等	⑧右折時における直進車や左折車への通行妨害等
⑨環状交差点での安全進行義務違反等	⑩一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害	⑪歩道での歩行者妨害等	⑫ブレーキが不備・不良な自転車の運転
⑬酒酔い・酒気帯び運転	⑭安全運転義務違反 (これらの違反で交通事故を起こした場合も受講対象となることがあります)	⑮他の車両の妨害 (あおり運転) 通行妨害する目的で危険な進路変更や幅寄せ等をする	⑯携帯電話等使用等